

利 用 料 金 表

サービス利用に係る利用料金の負担内容は、「介護報酬に係る利用者負担額」、「その他の費用」の2種類に分かれます。

I 介護報酬に係る利用者負担額

- 介護報酬とは、事業者が利用者に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる料金のことです。
- 介護報酬は、基本料金と加算料金により構成されています。
- 利用者負担額は、介護報酬の1割、2割(一定以上所得者)又は3割(現役並み所得者)となります。なお、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額が利用者の自己負担となります。

(注) 事業者からの介護給付費(保険給付分)の請求は月単位で行うため、下記1・2に記載の各項目の利用者負担額は端数調整の関係で実際とは誤差が生じる場合があります。

(注) 介護報酬改定等により介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に応じて利用者負担額(1割、2割又は3割負担部分)も変更となります。

1. 基本料金<(介護予防)訪問看護費>

	利用時間	単位数	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護	20分未満(週1回以上、20分以上の訪問を行っている場合に算定可能)	314	321円	642円	962円
	30分未満	471	481円	962円	1443円
	30分以上1時間未満	823	841円	1681円	2521円
	1時間以上1時間30分未満	1128	1152円	2304円	3455円
介護予防訪問看護	20分未満(週1回以上、20分以上の訪問を行っている場合に算定可能)	303	310円	619円	929円
	30分未満	451	461円	921円	1382円
	30分以上1時間未満	794	811円	1622円	2432円
	1時間以上1時間30分未満	1090	1113円	2226円	3339円

2. 加算料金

(1)訪問看護・介護予防訪問看護共通の加算料金

加算の種類	利用者負担額			算定単位	算 定 要 件
	1割負担	2割負担	3割負担		
複数名訪問加算(I)					
所要時間 30分未満	260円	519円	778円	1回あたり	2人の看護師等が同時に(介護予防)訪問看護を行った場合
所要時間 30分以上	411円	821円	1232円		

複数名訪問加算(Ⅱ) 所要時間 30 分未満 所要時間 30 分以上	206 円 324 円	411 円 648 円	616 円 971 円	1 回 あたり	1 人の看護師等と 1 人の看護補助者が同時に(介護予防)訪問看護を行った場合
長時間(介護予防)訪問看護加算	307 円	613 円	919 円	1 回 あたり	1 時間以上 1 時間 30 分未満の訪問看護に引き続き(介護予防)訪問看護を行う場合であって、通算の所要時間が 1 時間 30 分以上となる場合
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅰ)	613 円	1226 円	1838 円	1 月 あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、必要に応じて緊急訪問できる体制を整備している (2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅱ)	586 円	1173 円	1759 円	1 月 あたり	加算(Ⅰ)の(1)に該当するものである
特別管理加算(Ⅰ)	511 円	1021 円	1532 円	1 月 あたり	特別な管理を必要とする利用者に対して、計画的な管理を行った場合
特別管理加算(Ⅱ)	256 円	511 円	766 円		
専門管理加算	256 円	511 円	766 円	1 回 あたり	緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、(介護予防)訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合(1月に1回限度)
初回加算(Ⅰ)	358 円	715 円	1072 円	1 月 あたり	新規の利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院(所)した日に看護師が初回の(介護予防)訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	307 円	613 円	919 円	1 月 あたり	新規の利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院(所)した日の翌日以降に初回の(介護予防)訪問看護を行った場合
口腔連携強化加算	51 円	102 円	153 円	1 月 あたり	歯科医師等と相談できる体制を確保し、口腔の健康状態の評価を実施した場合に、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果の情報提供を行った場合(1月に1回限度)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	7 円	13 円	19 円	1 回 あたり	訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 30%以上であることなど
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3 円	7 円	10 円	1 回 あたり	訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が 30%以上であることなど
退院時共同指導加算	613 円	1226 円	1838 円	1 回 あたり	入院中または入所中の利用者が退院または退所するにあたり、主治医や他の従業者と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合

(2)訪問看護を対象とする加算料金

加算の種類	利用者負担額			算定単位	算 定 要 件
	1割負担	2割負担	3割負担		
ターミナルケア加算	5105 円	5105 円	7658 円	死亡月	在宅で死亡した利用者に対して、その死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
看護・介護職員連携強化加算	256 円	511 円	766 円	1 月あたり	訪問看護事業所の看護職員が、連携する訪問介護事業所の訪問介護員に対して、利用者に対するたんの吸引等の業務が円滑に行われるよう支援を行った場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	562 円	1124 円	1685 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上(直近 6 月間) (2)緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上(直近 6 月間) (3)ターミナルケア加算を算定した利用者数が 5 人以上(直近 12 月間) (4)訪問看護の提供にあたる職員の総数に占める看護師の割合が 60%以上
看護体制強化加算(Ⅱ)	205 円	409 円	613 円	1 月あたり	加算(Ⅰ)の要件(1),(2),(4)に加えて、ターミナルケア加算を算定した利用者数が1人以上(直近 12 月)の場合

(3)介護予防訪問看護を対象とする加算料金

加算の種類	利用者負担額			算定単位	算 定 要 件
	1割負担	2割負担	3割負担		
看護体制強化加算	103 円	205 円	307 円	1 月あたり	以下のいずれにも適合する場合 (1)特別管理加算を算定した利用者の割合が 20%以上(直近 6 月間) (2)緊急時訪問看護加算を算定した利用者の割合が 50%以上(直近 6 月間)

(4)早朝・夜間又は深夜にサービスを提供した場合の加算料金

加算の種類	加算料金	算 定 基 準
早朝加算	基本料金の25%を加算	早朝 6:00～8:00 の時間帯にサービスを提供した場合
夜間加算	基本料金の25%を加算	夜間 17:00～22:00 の時間帯にサービスを提供した場合
深夜加算	基本料金の50%を加算	深夜 22:00～翌朝 6:00 の時間帯にサービスを提供した場合

Ⅱ その他の費用(全額、利用者負担)

1. キャンセル料

サービスの利用を中止される場合、中止の連絡をいただいた日にちに応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。ただし、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

前日までの連絡の場合	キャンセル料は不要です
当日連絡の場合	基本料金(利用者負担額)の50%
連絡がない場合	基本料金(利用者負担額)の100%